

事務連絡
令和3年1月8日

緊急事態措置を実施すべき区域内の

（ 都 道 府 県 ）
（ 指 定 都 市 ） 児童福祉主管部局 御中
（ 児童相談所設置市 ）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた
支援対象児童等への対応等について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、同宣言に基づき緊急事態措置を実施すべき期間（同日から5月31日まで）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和2年4月10日付け事務連絡）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するQ&Aについて」（令和2年4月23日付け事務連絡）、「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について」（令和2年4月27日付け子発0427第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）を发出し、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童等の状況の変化の把握に努めるとともに、必要な支援に取り組んでいただいたところです。（別添参照）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和3年1月8日から2月7日までが緊急事態措置を実施すべき期間とされたことから、緊急事態措置を実施すべき区域内の自治体におかれては、別添の内容にご留意の上、支援が必要な子どもや家庭に遺漏なく対応していただきますよう、お願いいたします。

また、各自治体での対応に当たっては、令和2年度第一次補正予算や第二次補正予算において、

- ① 支援を必要とする子ども等の状況把握や食事提供等を通じた見守り体制を強化するための「支援対象児童等見守り強化事業」
- ② 濃厚接触者等の子どもの対応に当たって、一時保護所に看護師の配置等を行うことによる体制強化を支援する「一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業」
- ③ 宿泊施設の借り上げ費用や、一時保護所等の改修費用等を支援する「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」

を盛り込んでいるため、こうした事業も有効にご活用ください。

なお、これらの事業については、令和2年度第三次補正予算案に引き続き盛り込んでいるほか、令和3年度予算案においては、

- ・ 濃厚接触者等の子どもを医療機関に一時保護委託する場合、医療機関に対して一時保護委託手当（日額（案）：36,460円）の支弁を可能とする仕組みを創設（里親委託費・児童入所施設措置費等）

することとしておりますので、念のため申し添えます。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。